

**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため
行っていただきたい取組
＜体育館等運動施設（主に屋内施設）＞
（水泳場、スケート場、柔剣道場）**

**事業活動を行うにあたり、以下の取組及び
各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします**

- ・ **感染防止対策宣誓書を施設の見やすい場所・複数箇所に掲示**

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上（最低1メートル））

- ・ 対面する場所やテーブルにアクリル板やビニールカーテン等を空気の流れを阻害しないように設置
- ・ 機材・マシン等の間隔を確保
- ・ 混雑時における入場制限（整理券配布等）
- ・ 施設への入場前、施設利用中において、人と人との距離を確保するよう表示・周知

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ・ 従業員の手洗い・手指消毒の徹底及び体調・健康管理
- ・ 来客等の入場時体調チェック
- ・ 来客等に対して手洗い・手指消毒を周知
- ・ ロビー等での滞留や食事の制限

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ・ 消毒・清掃の徹底（ドアノブ、座席、テーブル、トイレ、利用設備・機材等の共有物）
- ・ 定期的な換気
- ・ キャッシュレス・チケットレスの推進